

## 質 問

18番 山下 富美子 議員

犯罪被害者等支援条例の必要性について伺います。

犯罪の被害は、誰しものが遭う可能性があります。私たちは、社会の中で多くの人と共に生きていくのですから、どんなに真面目に生活をしていても、他者から犯罪被害を受けることがあります。2004年（平成16年）に犯罪被害者等基本法が制定し16年が経過します。基本理念は法律で以下のとおり規定されています。

第三条 すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。

3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。

国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今、犯罪被害者やその家族、そして遺族等の視点に立った施策を講じるための条例が全国各市町で進められています。そこで沼津市における条例制定への必要性について伺っていきます。

初めに、沼津市の犯罪状況の県内他市町との比較についてですが、まず、刑法犯認知件数についてです。

本市の犯罪状況の実態について、過去5年間の犯罪認知件数と県内他市町との比較（5年間）はどのようになっているのでしょうか。

また、重要犯罪の動向については、同様に、特に凶悪的な犯罪である重要犯罪（6罪種）の認知件数が多く懸念されるところですが、県内の状況と比較して過去5年間の動向について伺います。

さらに、犯罪実態の背景について、県内における人口千人あたりの認知件数が最も多く、過去5年間でワースト1、2位で推移しています。その中でも凶悪犯が県内でも毎年突出している状況は、社会的な背景などをどのようにとらえているのでしょうか。また、人口に対して犯罪の割合が非常に高く、特に凶悪犯罪が高く減少傾向にはありません。むしろ凶悪的な犯罪率は高まっていると思いますが、その認識について伺います。

次に、他市の犯罪被害者等支援条例の現状と取組についてです。

全国の犯罪被害者等支援条例の制定は令和2年4月1日現在において1721市区町村のうち558自治体の32.4%がすでに制定されています。県内において条例を制定している自治体の現状について伺います。また、条例には被害者救済策として様々な制度が取り組まれていますが、支援の取り組みについて伺います。

次に、犯罪被害者等への支援と課題についてです。

現在、犯罪被害者をはじめとする相談に訪れた方々への窓口対応はどうしているのでしょうか。被害者は犯罪に遭い、精神的、経済的などの支援を求めて相談に訪れても、具体的な支援は法律に基づいて各担当課が個別に対応しているため、被害者は各課を回らなければ適切な支援を受け

## 質 問

られず、諦めてしまっているとも聞いています。既に多くのストレスを背負っているのに、更なる苦痛や負担を強いているという2次的被害が極めて多いことが指摘されています。この課題についての認識を伺います。また、相談の窓口が1か所で手続きできるような犯罪被害者等への支援の必要性についても併せて伺います。

次に、沼津市における条例制定の取組についてです。

相談内容は多岐にわたっているため、支援体制の整備に向け、多くの他機関との連携の必要性について伺います。また、市役所内部の連携については、県内の条例制定した自治体に伺ったところ、これまで各部署が単独でばらばらやってきたことが、法的根拠となる条例を設けたことにより、窓口が一本化し、各部署の役割分担とやるべき連携が明確になったので、現場の職員にとって仕事がやりやすくなり、また犯罪被害者等にとっても生活の相談をしたり、給付金等の支援が、ワンストップで受けられるようになり、必要な支援等を途切れることなく受けることができるようになったと伺っています。沼津市において、各市町同様に犯罪被害者やその家族、そして遺族等の視点に立った条例制定の必要性と取組についての認識を伺います。

次に、子宮頸がんワクチン（HPV ワクチン）の問題点と対応について伺います。

2013年に中断されたHPV ワクチン接種が、国は今年10月19日に小学校6年生から高校1年生までの対象者への周知という目的で、新たに改訂したリーフレットを個別送付する通知を自治体に出しました。しかし、このワクチンの法定接種は、開始後僅か2か月で中止されて現在に至っています。任意の期間を含め接種した女性の中に、記憶喪失、学習障害、運動機能の低下などの副反応が見つかっています。「頭痛と言ってもハンマーで殴られるような痛み」「筋肉痛と言ってもナイフで筋肉をそぎ落とされるような痛み」が四六時中あり家族の顔さえ分からなくなり、お母さんを探しに行くと母親に訴える被害者もいます。そして今、子宮頸がんワクチン被害者連絡会への相談者は1万件を超えました。

今回の改訂リーフレットの内容には問題が多々あります。まず、他の定期接種ワクチンと比較しても極めて多数の副反応症例が報告されているにもかかわらず、その危険性を正しく伝えていません。また、従来のリーフレットには記載されていた、国が積極的な接種勧奨を一時中止していることについての記述がカットされる一方で、HPV ワクチンを接種しなければならないと思ってしまうような記載が大幅に増えています。

ワクチン接種の周知に向けて、安全性、副反応への治療法、後遺障害への公的な補償や救済策は整っているのか、被害者が出る前に一刻も早く正確な実態把握について、定期接種は自治事務であり沼津市としての責任ある対応を求めたいと思います。

そこで、HPV ワクチンの現状と課題について質問します。

初めに、副反応被害者の実情についてですが、ワクチンを接種した後に生じる副反応は時間の経過を追って、1人の人に様々な症状が重層化して出ているのが特徴です。まずその被害者の、特に重篤と言われる副反応症状について具体的に伺います。

次に、HPV ワクチンのリスクと有効性についてですが、まずリスクについて。他の定期接種ワクチンとの比較において副反応による被害状況はどうでしょうか。また、他のワクチンと比較して

## 質 問

の危険性がリーフレットには一切記載されていませんが、接種する対象者に他のワクチンとの比較における危険性についてわかりやすく伝える必要があると思います。そこはどのように考えているのでしょうか。次に、有効性についてですが、医療従事者向けのリーフレットには、「がんそのものを予防する効果を示す報告はまだ少ないため、現段階では証明されたとは言えません」と書かれています。HPV ワクチンが子宮頸がんを予防する有効性は証明されているのか伺います。

次に、副反応被害への治療法や医療機関の体制についてですが、副反応被害の治療法や受診できる医療機関はごくわずかで、多くの被害者が、もう 10 年もの間、副反応症状に苦しんでいます。現在の治療法や医療機関の体制についてどう把握されているのか伺います。

次に、被害者への補償及び公的救済策についてですが、HPV ワクチン接種によって重い副反応被害に苦しんでいる被害者は、薬害訴訟の原告だけでも全国で 130 人に及んでいます。しかし、その多くは適切な補償を受けられていません。また、公的救済策については、副作用被害救済制度はあるもののその補償は限定的です。例えば、この制度における障害年金の対象となる認定件数は、因果関係について治療方法も確定されず医療機関も限定的であるにも拘らず、他の定期接種ワクチンと比較してその件数は約 15 倍にもものぼっています。これらについて沼津市として把握はされているのでしょうか、伺います。

次に、国のスタンスと自治体の対応についてです。

初めに、国の通知に対する考え方についてです。10/9 に国は各都道府県へ定期接種の周知について通知を出しています。その通知は、予防接種施行令第 6 条の規定による対象者等への周知等を行うこと。その方法は、リーフレット等を個別に送付するとありますが、個別通知としてリーフレットを限定してはいません。また、予防接種法第 8 条の規定による予防接種の勧奨にあたっては、国は積極的な勧奨は引き続き差し控える状況は今も続いています。今回の通知においても、市長村長は、接種の積極的な勧奨とならないよう留意することとあります。しかし、国は「積極的に勧めない」ものの、周知を図れという通知に対して、どのように受け止めているのか伺います。

次に、自治体における対応状況についてです。確かに国の通知は、メディアによれば、厚労省のねじれたメッセージの出し方が、現場の混乱を招いているとも報道されているが、今回の通知の受け止め方は、各自治体によってさまざまな対応が工夫されています。例えば、「子宮頸がん予防ワクチンの接種を積極的にはお勧めしていない」ということを冒頭に太字でお知らせしています。また、必ずしもリーフレットを個別送付せず、はがきで QR コード方式でリーフレットは同封しないやり方もあります。各自治体の情報提供における対応について把握はされているのか伺います。

次に、沼津市における対応についてです。国が個別送付に資料として提供しているリーフレットには、従来記載されていた積極的には勧めないという一文が削除されている一方で、HPV ワクチンの危険性について正しく伝えていません。

国が積極的な勧奨は中止していることを、保護者や対象者に送付する場合、どうしたらその重要性に気づいてもらえるのか正しく必要な情報を伝えるという自治体としての責務についてどう配慮すべきだと考えているのでしょうか。

## 質 問

ところで、10月16日に全国の各市町村長あてに HPV ワクチン薬害訴訟全国原告団と弁護団から「これ以上自分たちと同じような被害者は出してほしくないので、被害者の実情を知って、住民を守る対応をしてほしい」ということで、「リーフレットを対象者に個別送付しないでください。」という趣旨の要請文が届いていると思います。

沼津市としては、この要請文をどのように受け止め、万が一、被害者が出た場合、自治体で支えるための体制は考えているのでしょうか。リーフレットを送るという行為は、国が言うからと送ることは簡単なことですが、被害者が出たときに、国の救済制度は時間がかかり、この手続きは被害者と自治体でするわけです。だからこそ案内文の中に国が積極的な勧奨を控えている一文が文中にあるからいいというのではなくて、どうしたらその重要性に気づいてもらえるのか、国が積極的な勧奨は中止していることを、誰もが目につきやすい案内文（鑑文）のトップに入れ、注意を促すこと等の工夫が、自治事務の HPV ワクチン接種における沼津市としての責任あるフェアなやり方だと思いますが、いかがでしょうか、伺います。